

岡山市こども総合相談所一時保護所 御中

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する
第三者評価

報告書

(令和5年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

総評

(2023年8月1日~2日 実地調査実施分)

優れていると思われるところ

事前にいただいた資料や子どもへのアンケート、現地調査を通して、全体的に岡山市子ども総合相談所の一時保護所（以下「一保」と表記）は適切に運営されていると判断しました。

例えば現地調査の 1～2 か月前に行われた子どもへのアンケートでも、「ここでの生活（全体を通して）はどうでしたか」という質問に 85%の子どもが「よかった、まあよかった」と回答しており、「職員の人大切にされていると感じること」に対して、75%の子どもが「よくある、少しある」と答えていました。

また現地調査では、子どもも職員も穏やかな雰囲気であり、自由時間では子ども 3～5 人のグループにそれぞれ職員が入って、楽しそうに遊んだり話をしている姿が印象的でした。一保全体に子どもを温かく迎える雰囲気があり、安心して生活できる場が確保されているように思われます。一時保護される子どもには、トラウマや愛着障害を抱えたり、発達障害等の課題を持つ子どもも多いのですが、その対応の基本は子どもが安らかに生活できる空間を確保することにあり、一保ではそれが実現できていると思われました。

その要因として考えられるのは、一人当たりの平均在所期間が約 15 日、と政令指定都市ではトップの短さであること、定員は 25 名ですが訪問日には 13 人の入所児という少なさ、その結果、居室がほぼ一人で使える個室状態であることなども、子どものイライラを減少させる効果があるのかもしれませんが。

また職員全員が交代で日直（その日の責任者）となります。日直は全体を把握する必要があり、責任を持つことなどがモチベーションアップに寄与すると同時に、特定の対応法や雰囲気に偏ることを防いでいるのかもしれませんが。また職員同士の声掛けも多く、新人職員の対応についても、否定することなく受容しながら別の対応法を提案する職員同士の声掛けは、職員が子どもの言動に対して受容的に接するモデルにもなっていると感じました。

さらにオンラインの共有システムに子どものデータを入力することで一保職員、児童福祉司（以下「福祉司」と表記）、児童心理司（以下「心理司」と表記）が相互に情報を閲覧することができ、毎週の援助方針会議では一時保護している子ども一人ひとりについて詳しく全体で情報共有されているなど、全国でもモデルになる取り組みだと思えます。

重点的に改善への取組みが求められるところ

以下の 3 点については、改善や取組みをすることで、さらに良い一保になると思えます。

① 子どもの権利保障と主体性確保の視点

多くの子どもは虐待という保護者による支配を受け、親の顔色をうかがいながら生活してきたことが想定されます。その保護者から離れて一保に来た後、ルールが強制された生活になると、保護者のコントロールが一保のコントロールに替わるだけで、子ども自身の選択や自己決定ができず、子どもの権利が発揮できない状態が続きます。例えば、子どもが職員に相談しても「職員で決める」と言われたときには、「結局おとなが決める」と感じて、意見を言う意欲が減少する可能性があります。

子どもの安全確保や、集団生活という環境のため一定のルールは必要ですが、子どもが主体的に行動できる機会を意識的に作られてはいかがでしょうか。例えば、子ども会議を開催して様々な要望やルールの変更を子ども達で決める、食事のリクエストを言う機会を作る、意見箱を子どもの生活空間に置き、出された意見をできるだけ取り入れるなども考えられます。ほかにも子どもから意見を求めたり、日々の生活の中で子どもが選択できる機会を設ける工夫ができないでしょうか。

また入所前に子どもへの説明に使う「一時保護所のしおり」を見直し、子どもの権利が守られていることを説明するための「一時保護所用の子どもの権利ノート」は是非作成していただきたく、作成時には子どもに相談しながら作られてはいかがでしょうか。

②相談部門との連携

システムで情報が共有できている点や、援助方針会議で一時保護児について状況を詳しく共有しているのは素晴らしいと思います。一方、保護部門と相談部門の齟齬は全国的にも課題ですが、岡山市でも、担当福祉司、担当心理司、一保担当者の3者での会議が持ちにくく、全国と同様に対応への不満が聞かれました。

その改善策として、入所後4日以内に福祉司と一保担当者での話し合いの義務化を提案します。

さらに可能であれば、お互いの業務実態を知る機会を作ることはいかがでしょうか。例えば福祉司が2泊3日一保で過ごす、一保職員が担当児童の保護者や関係機関への福祉司の面接に同行・同席するなどが考えられます。

③職員の増員

現在(2023年9月時点)、こども家庭庁では一保の設備や運営基準の見直しが進められており、来年度以降は職員配置も見直されるだろうと考えられています。

ただ現地調査の際には、入所児童の中に解離性障害(多重人格)を疑われる子どもや、子どもへのヒアリングの際に「おとなは信用できない」と明言する子がいるなど、対応困難な入所児は今後も増えることが予想されます。

そのため、新しい基準を上回る職員配置が必要であると感じました。

特に勤務ローテーションから外れた日勤の心理療法担当職員の配置は必須と考えます。また一保はすべての子どもが「特別にケアニーズが高い」と判断されるため、「新しい社会的養育ビジョン」で示された、子ども4人に対して常時職員2名の配置が望まれます。特に夜間は男女各2名の勤務が必要でしょう。

留意していただきたいところ

改善点ではありませんが、以下の3点についてご留意が必要と思います。

①一時保護ガイドラインの周知

厚生労働省通知の「一時保護ガイドライン」は一保業務の基本であり、職員ひとり一人が十分理解したうえで勤務することが必要です。ただし分量も多いため、ガイドラインの内容理解のための学習に関して職員の自主性に任せただけでなく組織的な取り組みが必要だと思います。

②トラウマインフォームドケアができる組織作り

前述のとおり、一時保護されている子どもは被虐待や過酷な体験をしている子どもがかなりの割合で見られます。そのため「すべての子どもがトラウマを抱えていることを想定して、組織的にケアできる知識・技術・組織体制で対応する」というインフォームドケアができる一保になることが必要であり、まずはトラウマが及ぼす影響と、それへの対応方法を職員全員が理解することが大切です。

③施錠による職員殺害事件

1985(昭和60)年に名古屋市児童相談所一時保護所において、2人の中学女子が夜勤中であつた保母の首を絞めて殺害し、マスターキーを奪って逃走した事件がありました。警察発表では「(逃走するための)鍵を奪うには殺すしかないと考えた」とのことです(子どもの虹情報研修センター「平成22・23年度研究報告書「児童相談所のあり方に関する研究」37～38ページ)。脱走防止のために施錠をすることには、最悪職員が殺傷される危険性もあることをご留意ください。

なお個々の項目の評価は、冒頭に指摘しましたとおり、岡山市の一保が個々の子どもにとって安心して生活できる場所になっているからこそ、「ここまでできているなら、もう少し良くなってほしい」という期待から、少し厳しいものもあるかもしれませんが、子どもがゆったりと安心して過ごせている現状を、さらに良くするための取り組みを期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体として温かい姿勢で子どもと接しており、職員も一体感をもって対応されていました。ただ、さまざまな課題を抱えた子どもが集団生活をするため、多領域の専門知識と技術が求められる職場です。自己研鑽だけでなく、研修の機会があれば積極的にご参加ください。そのためには児相内部職員を講師にした一保職員研修も有効であると思います。さらに研修受講による職員欠員が参加の動機付けを妨げる面もあるので、人員支援等も重要です。 ・ また福祉司や心理司と担当ケース以外の件で意見交換をしたり、一保退所後の子どもの生活状況をフィードバックされることで、専門性がいっそう強化されると考えます。
児童相談所 (一時保護所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は子どもにいていないに受容的にかかわっていますが、一保全体としてはルールが優先した管理的な面を感じますので、改善に取り組んでいただきたいと思います。 ・ 「子どもの権利保障」「最善の利益」など、岡山市こども総合相談所が目指す一保の姿をより一層具体化し、児童相談所職員が共有するための「理念」を策定することは、前述の改善も含め、よりよい一保作りを継続するために有効だと思います。保護児童への思いをもった職員が一丸となった取り組みに、ぜひ挑んで頂きたいと思います。 ・ 今後はトラウマインフォームドケアが必要です。子どもの言動に現れるトラウマの影響を職員全員が理解し、適切な対応がとれるよう研修の機会の確保が必要です。その研修の内容として、愛着問題、トラウマの問題、障害の問題のほか、グリーフケアに関するものなどについて行うことを提案します。研修は引き続き強化してほしいと思います。

<p>設置自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総論にも記載した“ローテーションに入らない心理職の配置”など、人員配置の改善は早急に必要です。さらに夜間については現在、原則として職員と学生アルバイト2名の合計3名体制となっていますが、例えば男性職員の勤務の際に、女子児童の持ち物の確認や身体介助を要する場面などで対応できる同性職員が不在となってしまいます。少なくとも新たな職員（有期職員を含む）を増やして、夜間は男女各2名の職員で構成する体制にすべきと思われます。 ・ また一保の課題は児童相談所だけで解決できることではなく、社会的養護施設の満員状態の解消、里親の増加への取り組み、在宅支援ができるように区家庭相談部門や要対協の強化など、岡山市全体での取り組みが必要だと思えます。 ・ 閉鎖が必要な子ども以外は、一時保護中であっても学校に通学することのできる体制づくりが必要であり、学校への送迎の人的体制整備や、自ら通学できる高年齢児については通学に要する費用の予算化が必要と思われます。 <p>来年度の社会的養育整備後期計画の策定においては、これらの点も盛り込まれることを願います。</p>
<p>国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022（令和4）年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究 報告書」2023(令和5)年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 において言及されている一保の職員配置基準を国において実現することは、重要であります。今回、25人定員で13人が入所している状態でありましたが、それでも個別対応に限界があり、子どもの個別の日常の悩みを向き合って聞くこと、学校や病院への送迎、研修をしっかりと受けること、夜間においても複数正規職員が対応することを実現するには少なくともこの報告書が掲げる配置案を実現する必要があると思われます。